

氏名	朝倉由希
学位の種類	博士（学術）
学位記番号	博音第153号
学位授与年月日	平成21年3月25日
学位論文等題目	〈論文〉公共ホールの運営評価に関する研究
論文等審査委員	
（総合主査）	東京芸術大学 教授（音楽学部） 根木 昭
（副査）	” ” （ ” ） 枝川 明 敬
（ ” ）	” ” （ ” ） 畑 瞬一郎

（論文内容の要旨）

公共ホールと評価の問題は、今日文化政策を研究する上で最も重要な課題のひとつである。そもそも評価とは何なのか、なぜ評価が必要なのか、芸術文化とどのように関わるのか、公共ホールとは今日どのような役割を果たすべき存在なのか、その役割を果たすための評価とはどうあらねばならないのか。本論文は、このような一連の問いに検討を加え、今後ますます重要性を増していくであろう、公共ホールの評価のあり方にひとつの方向性を示そうとするものである。

第1章では、評価の本質について検討し、芸術文化といかに関わるかについて概観する。評価とは、実施した事業・活動の有効性や妥当性を検証し、現状や課題を把握して改善につなげるための手段である。評価は、起源をたどれば20世紀初めからアメリカにおいて発展してきた。初期の評価は社会科学的な知見によって社会プログラムの効果を測定しようとするもので、科学的側面の強いものであったが、評価が実践的活動となるにつれ経営的側面が重視されるようになった。1980年代以降今日に至るニュー・パブリック・マネジメント（NPM）の潮流のもとでは、結果・業績による管理というNPMの原理に不可欠なものとして、評価が世界的なテーマとなる。芸術文化分野においても例外ではなく、公的な支援を受ける芸術活動や、公共ホールの管理運営は、アカウントビリティの確保やより効率的なマネジメントが求められることとなった。芸術文化に対する公的支援の妥当性がより厳しく問われるようになっており、芸術団体や文化施設の自己評価の動き、文化政策の効果を検証するための評価、経済波及効果を計測し文化への財政支出の正当化を行おうとする動きなど、多様なレベルの評価が実施されるようになっている。このような中、あらためて問われるのが、芸術文化に公が関与する意味であり、芸術文化の公共性とは何かということである。

第2章では、評価の問題と深くかかわる、芸術文化の公共性について検討する。今日、多くの先進諸国で何らかの芸術文化支援が行われているが、その根拠は必ずしも明確にされてきたとは言えない。1960年代以降発展をみた文化経済学がその理論的根拠を提供してきた。それは、芸術文化は広く社会全体に及ぶ便益を持つために準公共財としての特性を持つというものである。芸術文化が社会全体に及ぼす多様な価値の中でも、特に定量化しにくい文化的価値が本質的重要性を持つ。一方、日本において70年代以降地方文化行政が活発化し、90年代以降国における文化政策が本格化する過程で、公的支援の根拠が様々に議論されてきた。2001年に制定された文化芸術振興基本法では、文化芸術の本質面、効用面に関する多様な価値が明文化された。芸術文化の公共性が示されたことの意義は大きい。しかし、今日の国から地方へ、官から民への分権化の流れの中で、地方自治体が主体性を確立し、各地域において実現すべき公共的価値を選択していくことが求められる。

第3章では、地域文化政策の主要な対象であり、そのような公共的価値を体現する場である公共ホー

ルについて、歴史的に外観するとともに現状を分析する。自治体が整備してきた公共ホールは、多くの場合建設自体が目的となり、開館後の事業面では不十分となる状況が散見された。自治体文化政策の基盤の脆弱さに起因するものである。2003年の地方自治法改正による指定管理者制度の導入は、そのような事態に対して変革を迫る契機となっている。指定管理者制度の制度設計において重要な鍵を握るのが評価である。制度運用の多くの部分が地方自治体の裁量に任されたが、財政難という状況のもとで、公共ホールの本来果たしうる多様な価値について議論の深まりをみないままに歳出削減が進む事態となっている。公共ホールの地域における役割を、自治体文化政策の明確な理念のもとに位置づけることが重要である。

第4章では、公共ホールの評価について、その構造を明らかにした上で、主に運営面での評価の方法について論じていく。公共ホールの望ましい方向性を3つのモデルで表し、その果たしうる機能・効果についての分析を行ったうえで、評価において設定すべき定量的・定性的指標について検討する。また、実践事例から、公共ホールのミッションや戦略を打ち立てるための具体的手法に触れ、具体的な評価方法を提示する。

ただし、公共ホールの運営は自治体の政策の中に位置づけられるべきものである。特に指定管理者制度においては、政策を決定する設置者と、政策を実施する指定管理者が明確に分離され、設置者が示した明確な目標を指定管理者が最大限効果的に遂行するという構造が本来のあり方であり、それを機能させるための評価が求められる。公共ホールのミッションに対して責任の所在が複雑になっているといえる状況にあるが、実現すべき公共的価値を担保していくためには、市民的な合意形成の実現を同時に視野に入れることが重要である。そのための方策を終章において示す。

#### (総合審査結果の要旨)

本論文の主題は、「公共ホールの運営評価に関する研究」である。修士論文「芸術文化活動の評価に関する研究」と対をなし、今日、指定管理者制度の導入を契機にその必要性が高まっている公共ホールに焦点を当て、その運営評価の在り方について考察し、一定の方向性を示したものである。

具体的には、(1)評価の本質についての歴史的経緯を追った確認と、内外の実践事例をもとにした文化芸術分野の評価に関し検討すべき基本的論点の抽出、(2)評価に関わる文化芸術の公共性についての内外の議論の整理と、定量化が困難な文化的価値の評価における本質的重要性の提示、(3)公共ホールの設置に係る歴史的経緯の跡付けと、行政評価の流れの中で導入された指定管理者制度を契機とする、公共ホールの在り方が自治体文化政策の理念及び評価の問題と絡んで問われている旨の指摘、(4)公共ホールの望ましい3つの方向性（公演作品の創造、地域住民の支援、鑑賞機会の提供）の抽出とその機能・効果についての分析、これを踏まえた評価において設定すべき定量的・定性的指標の検討、実践事例の考察を通じた公共ホールの理念・戦略を立てるための具体的手法と評価方法の提示、(5)以上をもとに、公共ホールのミッションとその上位に位置する自治体文化政策の整合性及び評価における住民参加の必要性の指摘、評価に当たり考慮すべき内容・手続両面にわたる事項の包括的な提示、を内容とする。

公共ホールの運営評価については、指定管理者制度の導入を契機に、これまで実務面からの言及はなされていたが、学術的な観点からの本格的な考察は殆んど行われていない。本論文は、評価における経済的側面からの効果に係る文献への目配り、政策科学に関する知識などの点でやや不十分が残るものの、評価の本質、文化芸術の公共性の検討を踏まえた上で、公共ホールの運営評価の在り方について、事例の検証も含め詳細な検討と考察を加え、あるべき一定の方向性を提示しており、この分野における新たな知見を示したものとして評価できる。

よって、本論文は博士の学位を授与するに値するものと認め、合格とする。